

## 5) 在宅医療に従事する人材育成

### ・知識の普及～全国統一在宅医療テスト～

約12年前に在宅専門クリニックを開業した頃、まだ在宅医療は一般的ではなかった。新しく入職してくる職員達も興味は持っていたても、在宅医療に関する知識は皆、持ち合わせていなかった。しばらくして在宅患者を多数マネジメントしても、なかなか在宅医療の知識は身につけていかない。気がつく「在宅医療の制度って難しいよね」と知らないことが当たり前のような職場になろうとしていた。これではいけないと思い、自分で勉強して自作テキストを作り、年に1回テストを始めた。最初は職員の反応も冷やかかで、否定的な意見も数多くあった。しかし何も知らずに入ってきた職員を在宅医療のプロとして患者様の元に送り出すためには、知識は最低限必要である。それから毎年、在宅医療テストを繰り返した。すると「知らなくて当たり前」の職場が「知らないと恥ずかしい」職場に変わった。皆が必要性を認識して一生懸命勉強するようになり、毎朝のカンファレンスも変わった。皆が在宅医療の知識を身につけると、全体のレベルが格段に上がるものである。10周年を機に、これを全国の在宅医療者に無料で開放した。1年目は全国20団体150人、2年目は全国50団体500人の受験者が集まり、今年度は日経BP社からテキストを出版し、第3回テストを行う予定となっている。（平成24年10月28日（日）開催

<http://www.tampopo-clinic.com/zaitakutest2012/index.html>

平成24年度診療報酬・介護報酬同時改定で、国の医療政策も在宅医療に大きく舵取りがされた。

「訪問してくれるだけでありがたい」という在宅医療から「訪問して何が出来るか」という在宅医療の質への転換が求められている。医療保険と介護保険、福祉制度、障害者自立支援法、生活保護法など各種の制度が複雑に絡み合う在宅医療。在宅医療の知識をしっかりと把握して、患者様に最大限のメリットを与えられるようなプロとしてのマネジメントができるよう、多くの人に在宅医療の制度の知識を普及していく取り組みを続けたいと思っている。